

戦後日本の地域社会の変容と在日朝鮮人

文 京 洙

地域社会の国際化がいわれて久しい。日本経済の強さが国際的に確認されたブラザ合意¹⁾ (1985年)あたりを、そういう「国際化」への転機とみれば、すでに20年の歳月が流れている。このブラザ合意から2年後、自治省(当時)は『地方公共団体における国際交流の在り方に関する指針』²⁾を明らかにしている。80年代の後半は、産業の空洞化と停滞に見舞われた日本の地域社会が、急速にグローバル化する経済環境にみあった新たな活力源を求めて必死に模索し始めた時期でもある。

地域社会の国際化は、自治省の『指針』がそうであるように、さしあたって、「地域経済の活性化」という目標に向けられていたけれども、そのこと自体、産業・技術のレベルを超えたソフトや意識面での国際化を伴わざるを得ないものであった。地域住民の「異文化理解」や「国際意識の涵養」がこうして自治体の文化政策の定番となり、行政サービスや社会保障における外国人差別の撤廃も、この間、それなりにすすんだ。この「内なる国際化」を通して、在日朝鮮人の地位も向上し、在りし日のそれからすればまさに“隔世の感”といった声も聞かれるほどである。

だが、いま、この「国際化」も、地域社会のあり方やつくりかえに関わる「意思形成」そのものの開放と多元化、つまり多様な外国人住民の「参加」をめぐる壁に行き当たって立ち往生しているかに見える。以下に述べるように、「旧植民地出身者」としての在日朝鮮人でさえ、いまもなお基本的には、権利保障や行政サービスの客体であり、その「住民」としての地位はいまだに中途半端で一面的なものにとどまっている。

ひるがえって、私たちが在日朝鮮人自身、地域社会の「住民」としての立場にどれだけ自覚的であったか省みる必要がある。そもそも、本国の統一や民主化が在日朝鮮人の問題解決の要として意識され、理念化された時代には、在日することの意義がまっとうに問われることは稀であった。在日朝鮮人を、もっぱら海を隔てた‘国民’や‘公民’の一員として律することは、人と、その人をとりまく社会との、権利とか責任とかを介して結ばれる関係に超えがたい溝をつくることにもつながった。いったい、私たちが在日朝鮮人は、肝心の私たちの生活そのものが営まれる場での、自治や公共の事からにどれだけ心をくわいてきたであろうか。

「住む」ということは、単に居住地にあるということを超えて、居住地域の公共的な議論への主体的で能動的なかわりという契機が与えられてこそ、その可能性が開かれる。“民族運動”や“戦後補償”，あるいは，“教育”や“人権”と、在日の戦後史を語る切り口はさまざまであろうが、ここでは、そうした「住民」という論点を軸に、戦後の在日朝鮮人の歩みをあらためて振り返ってみたい。

一 在日朝鮮人の「外国人化」

朝鮮人の日本での定住は、じつは、すでに戦前からの事実であった。たとえば、1930年代後半のある官憲資料には次のような記述がある。

「(1938年の在日朝鮮人, 79万9,865人のうち)世帯を有する総人員は六五九,七〇八名にして総人員の八二%を占む。更に男女の数につき觀るに昭和六年末に於いては男二四四名に対し女一〇〇名の割合なりしが、この男女の数の差は逐年縮少し、本年末に於いては男四八五,四〇一名,女三一四,四七七名にして男一五四名に対し女一〇〇名の比となり、この男女の比の接近及世帯人員数の比の多きは、在日朝鮮人が漸次定住性を帯びつつあることを示すものなり」³⁾と、すでに在日朝鮮人の「定住性」が語られているのである。

かりに、「戦後補償」という観点から在日の歩みを振り返れば、なんと言っても「強制連行」のことが問題になる。日本のある植民地研究者は、この「強制連行」の過酷さを指摘しながら、「現在、日本に在住する朝鮮人は68万8,000人(1990年末)である。このうちの圧倒的多数は、強制連行された人びとの二世か三世である」⁴⁾と述べ、在日朝鮮人問題の出発点がほぼこの「強制連行」にあると示唆している。「強制連行」とは、日中戦争開始以後、「募集」(39～41年)に始まり、「官斡旋」(42～43年)、「徴用」(44～45年)と、戦局の悪化につれてその手荒さがエスカレートした、強制もしくは半強制的植民地の人びとに対する戦時動員を意味し、「戦後補償問題」の最大の争点としていまだその清算は十分になされたとはいえない。しかし、在日朝鮮人問題の「出発点」としての「強制連行」説は、善意とはいえ、やはり、誤ったステレオタイプと言わざるをえない。

1980年代の後半に実施された、在日朝鮮人150人余りを対象とする、ある聞き取り調査によれば、自分の親、もしくは、祖父母が「強制連行」で日本に連れて来られたというものは皆無だったという⁵⁾。また、原尻秀樹は、戦後「日本に残った者の多くは日本に生活基盤のあった者」だとして、その根拠として「官斡旋」や「徴用」による朝鮮人のほとんどはGHQによって実施された本国への「計画送還に組み込まれていたこと」、また「1950年の在日朝鮮人の人口構成で男女の比率が移民型をなして」いたことの二点を挙げている⁶⁾。

よく知られているように、朝鮮人の日本への渡航が本格化するのには日本が第一次大戦の軍需

262 (262)

景気に沸いた1910年代の後半頃からである。在日朝鮮人の人口が5千人にも満たなかった1915年から、1920年には3万人余り、1930年には30万人、さらに前掲資料にあるように、「強制連行」の始まる前年(1938年)までに80万人の水準に達しようとしていた。2百万人を超える朝鮮人を抱えるようになった敗戦までの朝鮮人の渡日は、第一次大戦から20年代までの段階(第一期)、38年までの30年代(第二期)、そして39年に始まる戦時動員期(第三期)に分けられる。ごく大雑把に言うと、この三つの時期は、渡航の性格や日本での生活形態という点で、それぞれ、定住性の薄い単身の出稼ぎ労働者を中心とする第一期、いわゆる「移民型」で在日の定住コミュニティが大阪など各地でつくり出された第二期、そしてやはり単身の労働者を中心とする第三期、というふうの特徴づけることができよう。日本の敗戦から1年余りの間に約150万人の朝鮮人が本国へ帰還したが、彼らは、第三期、つまり「徴用」などによる在日歴の短い朝鮮人を主とするもので、日本に踏みとどまって戦後の在日朝鮮人社会の中核となる人びと(60万人前後と見られる)の大半は、30年代の第二期にすでに日本で生活の根を降ろしていた、まぎれもない「住民」たちであった⁷⁾。

もちろん、「住民」といっても、当時の朝鮮人の生活実態が「人が住む・暮らす」という言い方に値するものであったかははなはだ疑わしい。大阪では、「(朝鮮人は)一戸平均八人余りが密住し而も集団的に居住し朝鮮在来の特異なる風俗風習を保有し低級なる生活を営むもの大多数を占むるが故に之が生活圏は内地人の生活圏と益々分離し」、1936年の時点ですでに、50戸以上集住する「朝鮮人部落」が137地区にも及んだ⁸⁾。京都では、土木工事などに従事した朝鮮人がそのまま飯場に住みついたり、「河川敷その他の空き地を利用して無造作に建て連ねられた掘立小屋、町外れのほこりっぱい地域にゴミゴミと群集した長屋」に住んだりした⁹⁾。一般には、30年代のこうして根を降ろした朝鮮人と第三期の「徴用」などによる朝鮮人が交じり合うことはなかったようであるが、川崎の池上町や浜町のように、空襲による焼け跡や、空き家となった工業地帯の日本人社宅に両者が混住して戦後の朝鮮人集落の基礎となった例もみられる。

いずれにしても、彼らの日本での居住は、もちろん貧しく、みすばらしいものであったが、そこに「住んだ」ことにとまなう何がしか 日本生まれの子を含む親族、友人、近隣との関係、それなりの資産や家、土地etc を生み出していた。そして、この定住という事実は、当時の在日朝鮮人をして、日本帝国の敗北と解体から生まれる国民国家の枠組みでは簡単には割り切れない存在にしていたといえる。彼らに与えられるべき国籍にしても、居住国のそれか、それとも独立しつつあった朝鮮半島のどちらかの国籍なのか、ということについては必ずしも自明なことではなかった。日本占領を間近に控えた米国政府の一部もそういう在日朝鮮人の定住という事実を考慮して国籍選択の可能性についても触れていた¹⁰⁾。だが、けっきょく、GHQは、東アジアで新たに生まれつつあった「国民国家」の体系なかで在日朝鮮人がいかな

る地位に置かれるべきかについての明確で一貫した認識を示せないまま、治安上の観点からの一種の御都合主義に終始した。

そんななかで在日朝鮮人の国籍問題は、おおむね、GHQの間接統治のもとにあった日本政府の手に委ねられることになった。よく知られているように、単独講和の発効（1952年4月）とともに、日本政府は、法務府民事局長の“通達”という形で旧植民地出身者の日本国籍の喪失を告げるが、この“通達”にいたる、在日朝鮮人の「外国人化」ともいうべき過程がこうしてすすむ。

日本の植民地支配の下にあって朝鮮人は、好むと好まざるとにかかわらず、日本国籍を持つものと考えられていたし、「内地」に住む朝鮮人にかぎっては、選挙権についても国会審議で確認され、朝鮮人の票は関西などの都市部ではいろいろな政党の有力な票田にもなっていた。在日朝鮮人の「外国人化」は、まず、この「選挙権の停止」に始まる。敗戦の年の12月に成立した新たな衆議院議員選挙法には、「戸籍法の適用を受けざる者の選挙権及被選挙権は当分の内停止」という条項が盛り込まれる¹¹⁾。「戸籍法の適用を受けざる者」というのは、植民地期に「内地戸籍」をもたず「外地籍」とされた朝鮮人、台湾人を指す。この「戸籍条項」は、その後も占領下にあって国籍上日本人である在日朝鮮人の権利を制限する手立てとなっただけではなく、52年以後の「国籍条項」の出発点ともなる。

この「選挙権」の差し止めにつづいて、これもよく知られたことだが、日本政府は、新憲法の施行（47年5月）の直前に「勅令」の形で「外国人登録令」を制定する。この「登録令」は、いわゆる「見なし規定」を通じて「日本国民」たる在日朝鮮人を、退去強制を含む外国人管理の下に置く、いわば在日朝鮮人の「外国人」化の第二弾ともいうべき措置であった。

婦人参政権などを盛り込んだ前述の選挙制度改革は、占領改革の出発点とも言うべきものであり、「外国人登録令」と踝を接して制定された新憲法は占領改革の集大成ともいうべきものである。その意味で、在日朝鮮人の「外国人化」は、そういう戦後改革の陰の部分物語っている。とりわけ、新憲法は、普通選挙にもとづく国会を統治の仕組みの最上位において、「日本国民」の、統治の客体からその主体への転換、つまり国籍上日本人であることの意味の転換を決定的におしすすめた。しかし、この統治の主体であることを保障する核心こそ参政権にほかならず、在日朝鮮人は、日本国民とされながらも、あらかじめ、これを失っていたわけである。

そもそも、象徴天皇制という規定そのものが、在日朝鮮人を異物と殺ぎ落として生まれ変わらうとする「日本国民」の姿をまさに象徴していたし、在日朝鮮人は、占領期の早い段階ですでに、新憲法による人権保障規定のらち外に置かれようとしていた。もちろん、とは言っても、この時期すでに、選択の余地なく一律に在日朝鮮人の国籍を奪うという、「通達」の方向が日本政府の腹つもりとして定まっていたわけではない。日本政府は、講和条約をめぐるアメリカとの交渉では、国籍問題は避けて通ることの出来ない問題の一つとなると身構えていた。さら

に、植民地や戦地の在留日本人、とりわけ在朝日本人の引き上げ問題があり、日本政府は、在日朝鮮人を厄介視しつつも、アメリカに在朝日本人への善処を求めて、徹底した排除の論理を貫けなかったようである。ところが、朝鮮戦争の勃発する頃には、日本政府は、日本人の引き上げがほぼ完了したうえ、アメリカ側の平和条約構想の中に国籍規定がないことを知って、在日朝鮮人の日本国籍を一律に奪う方向に転じたといわれる。けっきょく、日本政府は、在日朝鮮人の国籍の確定についても、選挙法改正の際の「戸籍条項」と同じように、アメリカ側の関与をほとんど受けることなく、自らの意思をつらぬいたのである¹²⁾。

「焼け跡の民主化」(占領改革)にもかかわらず、日本人のアジア観や朝鮮人観は、占領下ではほとんど問い直されることなく潜在化し、いわば、混じり気のない生粋の日本人からなる「国民」としての蘇生こそが課題となった。「一民族一国家」という感覚や理念は、「大東亜共栄圏」の夢の蹉跎を経験したこの時期にこそ極まったともいえる。在日朝鮮人の「外国人」化の底流をなしたのも、敗戦後の日本人を捉えたそういう混じり気のない「国民」への指向であり、東西冷戦の深みにはまったGHQも、結果的に、そうした国民意識を土台とした日本政府の在日朝鮮人政策を黙認したのである。

いうまでもなく、そういう「一民族一国家」への指向は、朝鮮人の側にも強烈に存在した。やがて民団となる右派系(韓国系)の民族組織は、早い時期から本国への帰属を明らかにしていたし、朝鮮人連盟に始まる左派系(北朝鮮系)の民族組織も1955年の「路線転換」¹³⁾によって本国の「海外公民」としての立場をうち出した。つまり、日本政府が、在日朝鮮人の定住者としての生活実態を無視して彼らを一律に「外国人」としたのに対して、在日朝鮮人の側も自らを「外国人」として律したのである。こうして、日本の敗北から、52年の「通達」をへて、在日朝鮮人運動の「路線転換」へと至る戦後10年の道のりは、在日朝鮮人にまつわるあらゆる問題が、「国民」の論理に収斂されていく過程であった。そしていわばこの「国民」への囲い込みや切り分けによって、在日朝鮮人の「住民性」の刻印は、さしあたり、国民の論理のはるか後景へと追いやられることになる。いずれにしても、こういう「国民化」の時代にあって、新憲法が規定する権利義務の主体としての「国民」と新憲法九三条二項の「住民」との相対的な意義の違いを意識するものはほとんどいなかったかもしれない。

二 高度成長と住民意識

戦後の半世紀にわたる在日朝鮮人の歩みのなかで、もし、その最初の10年が、上に述べたような意味での「外国人化」=「国民化」のすすんだ時期であったとすれば、「国際化」や「グローバル化」が叫ばれる、80年代の半ば以降の現在は、在日朝鮮人と日本社会の双方を捉えていた「国民」の観念がようやく揺らぎはじめた時期であるといえる。そして、この対照的

な二つの時期の橋渡しともいえる時期こそが高度経済成長期であり、「国民の揺らぎ」として特徴づけられる現在の前提条件をつくり出したのも、この高度成長にほかならない。

高度成長とは、おおむね、50年代後半のいわば助走期を経て「60年安保」以後の所得倍増路線によっていっきに加速し、73年の石油危機までつづく、類例のない超高速の工業化、都市化、そして情報社会化の過程であった。この間、日本経済は毎年平均10%という驚異的な成長率を維持し、日本はすでに70年代には先進国型の「都市型社会」に変貌していた。その過程は、人びとの衣食住はもとより、まさに「揺り籠から墓場まで」にいたるライフサイクル全体を覆い尽くすような生活変革の過程にほかならない。

高度成長とは、人びとの生活をとりまく状況としては、相当に矛盾に満ちた過程である。一方で、高度成長の生み出した巨大な生産力は、家庭や個人に近代的な生活物資・情報・娯楽の大量で迅速な供給を可能にし、それらは農業を主な生業とする伝統的な共同体からの家族の自立、ひいては個人の自立を可能にする。けれども、その半面、人びとはかつての共同体的な助け合いや自然の恵から切り離され、国や自治体の手による公共の仕事への依存を避けられなくなる。つまり、高度成長とそれともなう都市化は、いわゆる「生活の社会化」といわれる事態を推し進める。そして、もし、この「生活の社会化」にみあった公共の手当が伴わない場合、「都市問題」という形で生活破壊がおこり、工業化がもたらす環境汚染はこれをさらに深刻にする。

日本のなりふりかまわぬ高度成長は、早くも60年代の半ばには、その矛盾をこの「都市問題」という形で爆発させる。住宅、交通、学校、医療、公園など、激増する都市の人口に対して立ち遅れる公共の施設、極端な乱開発や都市の再開発ともなう大気汚染や水質汚濁、それらは私たちち在日朝鮮人の生活環境にもただならぬ被害を及ぼした。京浜工業地帯の一角を占める川崎の池上町もまさに公害の町として、在日朝鮮人の集住地域のこの頃の状況を象徴していた。ある資料は高度成長以後のこの街の状況を次のように記している。「神奈川県『住宅地区実態調査報告書』の中で不良住宅地区としてあげられたこの町は、23年後の今（1983年）も同様に、否、その後の高度成長のもたらした公害汚染という状況を考えれば、当時よりも一層悪い住環境のままに現在も置かれている。この地区を訪れる者は、大量のトラック等の排気ガスと騒音、ひどい時には洗濯物が真っ黒く汚れたという公害粉じん、火事になったらひとたまりもない狭く曲がりくねった路地と密集家屋、下水道の不備等々、その住環境の悪さに驚かされる」¹⁴⁾。

日本の『経済白書』（1970年度）が「成長と福祉の乖離」と呼んだこの生活環境の悪化は、都市の時代に特有の抵抗の形を人びとから引出す。生活の場としての「地域」を拠点とした、住民自身の発意による下からの「意義申立て」がそこに爆発する。いうまでもなく、64年の統一地方選挙に始まり、美濃部都政の誕生（67年）を経て、70年代の前半までつづく「革新自

自治体ブーム」もそういう住民たちの下からの反乱を背景としていた。川崎でも住民の公害反対運動を発端に革新統一候補擁立への動きがはじまり、71年市長選挙で社共両党・労組・市民団体のおす伊藤三郎氏が、7選を目指した自民党候補に圧勝し革新市政の誕生となった。革新自治体は、70年代前半のピーク時には全人口の4割の住民をカバーし、それは在日朝鮮人の地域社会での地位の改善に寄与したばかりか、在日の戦後世代の運動や思想にも少なからぬ影響を与えた。

一方、高度成長は、私たちが在日朝鮮人の住む都市の地域社会の様相を一変させる。高層ビルのたちならぶ大都市中心部は、住民の駆逐と昼間人口の増大があり、その周囲に隣接する「都市インナーエリア」では「定住人口の減少、高齢化、町の界限性の喪失、治安の不安などの問題群」¹⁵⁾をかかえるようになる。空洞化(住民不在)と地域に根をもたない新規来住層の流入が交錯するなかで新しいコミュニティづくりの課題が浮かび上がる。伝統社会では所与にして自明であった「地域」を、都市では、近隣同士の自覚的な協力によってあらためて創りあげなければならないわけである。この「地域」の再発見をめぐるさまざまな営みは、やがて、国の都市計画に対抗する下からの「街づくり」という新しい時代のうねりをつくりだしていく。

高度成長の矛盾は、こうして、「住民」という、それ自体としてはまったく無味乾燥な言葉に新しい息吹を吹き込むことになった。つまり、それは「スローガンとして、シンボルとして、また一体化あるいは存在確認(アイデンティティ)の対象として、きわめて問題意識的に使われるようになり、社会科学の概念として登録され、追及されるように」¹⁶⁾なる。「住民」という言葉が都市を生きる人々の主体性の表現として重視され始めたことは、すでに述べたような「国民」への切り分けの論理を切り崩し、相対化する可能性が開かれつつあったことを意味する。

そういう時代の機運のなかで、自治体が在日朝鮮人の処遇の問題を「住民」もしくは「市民」という観点から見直そうとする動きも現れる。73年、自民党議員の抵抗で「幻の都市憲章」となったものの、川崎市の伊藤市長らの発議した「川崎市都市憲章」では、「川崎市民」を「川崎に住むすべての人」(原案13条)と定義していた。75年、この川崎と大阪の両市は、市営住宅入居資格の国籍条項を撤廃したが、それはまさに住むという事実に関連していただに、きわめて象徴的な転機を示していたといえる。1954年、建設省は「公営住宅」は、「日本国民のみを対象としたもので」外国人には入居資格はないとする「行政見解」を示していたし、長い間、そういう「国民」と「外国人」という中央政府の二分論が、完全に自治体をも貫いていた¹⁷⁾のである。

もちろん、75年の大阪・川崎両市の施策が、自治体が在日朝鮮人の処遇をめぐる国意向に逆らった最初の事例ではない。1968年、美濃都都政は、国の横槍をはねのけて朝鮮大学の各種学校としての認可にふみきり、70年には外国人学校への補助金交付も始めている。けれども、そこに示された在日朝鮮人への共感「主権国家の国民」同士の“友好”や“親善”のそ

れではあっても、同じ地域社会を生きる住民同士の共感を表すものであったとは必ずしもいいがたい。

この時期の革新自治体ブームは、都市型社会にみあった地方自治・分権の進展とともに、中央政治レベルの保守・革新の対抗関係が地方を舞台に再現されたものでもあった。つまり、当時の革新自治体の在日朝鮮人に対する先駆的な政策実践は、「歴史認識」や「朝鮮半島」政策などに見られた革新勢力のスタンスと、在日朝鮮人の「住民」性への着目の双方が微妙に混在していた。

一方、日立就職差別裁判に始まる1970年代は、高度成長期に人格形成を果たした在日の戦後世代が、就職、結婚、子育てといった生活者として地域社会の現実に向き合い始めた時期でもある。総連・民団といった本国直結型の運動とは次元を異にする「地域活動」への自覚もこの世代を中心に芽生え始める。川崎での児童手当や市営住宅の差別撤廃を求める動きもそういう流れの中で生まれたものであった。田中宏氏は、この川崎での動きが「民族団体の議会への陳情・要請という従来型の運動形態とは異なり、大衆運動として自治体に『住民の権利』を主張した端緒であった」¹⁸⁾と述べている。

在日の「地域活動」は高度成長以後の時代の空気に触発されていただけではない。米国での「公民権運動」などの影響をうけ「地域への奉仕」を重視し始めていた在日韓国基督教会（川崎、東九条、生野）の活動や、被差別地域での反差別の取り組みや経験（八尾）がそうした流れに確かな見取り図をあたえていた。徐正禹氏は、こうした地域活動が「日立闘争の1970年代前半から」始まるとした上で、その特徴を、考え方や発想において「二、三世が中心となっていること」、「従来型の友好、親善という、いわば国と国を双方バックにしたおつきあいではなく、共に生きる地域の課題をになうことから、年中行事的関係ではなく、すぐれて日常性が問われる」こと、さらに子ども会、保護者会などの「教育の日常活動」にウエイトが置かれていることなどを挙げている¹⁹⁾。

だが、70年代ではこうした「地域活動」は、在日朝鮮人の中で広く支持されていたとはいえない。徐正禹氏らの子ども会活動や市職員採用などをめぐる「国籍条項撤廃」への取り組みについても「少なくない同胞（地域外）から同化への道ゆきとの批判もあった」²⁰⁾。日韓条約から南北共同声明（72年）を経て、南北朝鮮の関係はいつそう緊迫し、在日朝鮮人はさらに身を堅くして時代の推移に臨んでいた。公の大義よりも「私生活」、集団よりも個人を謳歌しはじめた時代の潮流のただ中であっても、「民族」や「国家」といった大状況にまつわる政治の季節が、在日朝鮮人の意識を依然としてしばりつづけていた。「母国留学」を通じてじかに本国の民主化運動に身を投じる若い二世も少なくなかった。統一と分断、独裁と民主主義という大状況にかかわる、問答無用の課題設定が、私たちを在日朝鮮人を地域社会の住民としての自覚から遠ざけていたとえるかもしれない。

三 地域社会の国際化と住民自治

日本が高度成長に邁進した50年代後半から70年代初めの時期は、世界的にも先進資本主義国を中心に景気拡大がつづいた時期であった。世界史的には、この時期以降の現在は、19世紀後半から20世紀初めにつづく人の移動が大規模かつグローバル化した時代であり、先進諸国の経済成長も、これを底辺で支えた大量の移民労働者の存在を抜きにして語ることはできない。英仏独に代表されるヨーロッパの先進諸国では、早くも70年代の半ばからすでに法的にうけ入れていた移民たちの定住が課題となり、国際社会では、マイノリティや外国人労働者の権利保障が国や国民を超える普遍的な原則として確認されるようになった。いまや、多文化主義は、その内実とはもあれ、ほぼ共通の政策となり、血統主義で名高いドイツでさえ、近年では、新しい国籍法の制定や移民法の策定を通して「移民国家」へ転換を模索しつつある²¹⁾。

そんななかにあって、日本やイタリア、スペインといった、「北」側に属しながらも工業化や都市化が比較的立ち遅れていた国々では、高度成長期の労働力のプールを、もっぱら、国内に見出すことが出来た。とりわけ、日本は、頑ななまでに外からの労働力の流入をこぼみ、80年代に至るまで「単一民族社会の神話」を保ちえた、先進国では稀有の国であった。「鎖国」か「開国」かが問われた外国人労働者の受け入れをめぐる議論の中で「日本特殊論」のひとつの根拠ともされたのもそうした高度成長期の人の移動の「例外的」とされたあり方であった²²⁾。

敗戦後の日本は、復員や引き上げ、農村に滞留する過剰人口など行き場のない労働力であふれかえり、戦後復興から高度成長期にかけての急速な経済発展を支えたのもそういう「余剰労働力」の存在であった。離農、女工、「金の卵」、出稼ぎと、そのきっかけや形は様々であるがこの間に農業部門から都市の工業部門にうつった労働力人口はおおよそ1千万人に達するといわれる。ところが、こうした農村人口の急速な減少によって、早くも60年代後半には国内での新規労働力が底をうち始め、とくに中小企業の人手不足が深刻となる。だから、客観的には、高度成長期の後半には日本でも外国人労働力を必要とする状況が生まれていたといえるが、この時期の日本は、生産拠点の海外移転や、積極的な設備投資を通じた省力化（いわゆるME化）によってこれを乗り切った。

70年代の安定成長期では、日本文化の一枚岩のあり方を前提に、「イ工社会」、「集団主義」、
「間柄主義」などこの社会の特殊性（日本らしさ）が日本の成功物語の秘訣として謳歌された時期でもあり²³⁾、人手不足を外国人によって補うことなど論外であったであろう。つまり、日本の高度成長を他の先進国に比べて「例外的」なものとしたのは、膨大な余剰人口の存在とともに、そういう一枚岩社会への草の根的ともいえる拘りと、これを土台とした産業界や政府の政策判断の結果でもあった。

ともあれ、工業化は人びとを都市へと誘い、欧米では、この都市化は、多かれ少なかれ、異質な人種や文化のつぼとして体験されたけれども、高度成長期の日本では、むしろ、地方の言語や習慣さえも都市の標準にのみ込まれ画一化される過程であった。この時期の住民運動の噴出や自治体革新は、国家（オカミ）が公共的な事ながらを独り占めしてきた時代から、多様な利害や意見をもつ一人一人の市民が、開かれた討議を通して、政策・制度をつくり上げていく、文字通りの「市民社会」への可能性を開くものであった。けれども、日本の「市民社会」は、異質な他者がともに地域社会をつくりあげるという想定を明らかに欠き、私たちが在日朝鮮人は、依然として、地域社会の「異物」として「同化」か「異化」かの択一的な生を余儀なくされていた。

だが、そんなふうに頑ななまでに身を閉ざしてきたこの日本にもものっぴきな状況の変化がおとずれる。急激な円高とバブル経済の進展、韓国・東南アジア諸国の工業化・都市化による海外出稼ぎや移民の巨大なプールの出現、少子高齢化時代への見通しなど八〇年代後半に始まる状況変化に圧されてこの日本でも外国人労働者の受け入れが避けられないものとなる。すでに1992年の段階で、経団連は、日本経済が年平均3.5パーセントで成長をつづければ2000年には500万人の労働力が不足すると試算していた。バブル崩壊以後、外国人の労働者の伸びは一時足踏みするが、研修制度や日系人に対する「定住資格」の新設など、外国人労働者が日本の労働市場にまぎれもなく根づくことになる。そして、1990年代の半ばには、こうしたニューカマーズの地域社会での「定住」が明らかになり、衰退化や空洞化のいちじるしい大都市インナーエリアの再生には「地域社会の居住生活者としてのアジア系外国人を抜きにしたシナリオづくりはもはやリアリティをもちえない」²⁴⁾というところにまで至る。川崎についても同じ状況が語られている。「昔から公害の町、朝鮮人の多い町というなかで若い人たちは成長するとそこから出ていってしまっただけに所帯を持つ。すると日本の商店街はだんだんさびれてくるわけですが、商店街のお客をみると朝鮮人が非常に多いということに気づく。それで自分たちが生き残るためには、朝鮮人と仲良くしていく、つまり国際化していくことが必要になってくるわけです」²⁵⁾。

こうして、「国際化」が「グローバルゼーション」という世界史的な時代の画期として読み返られようとしていた90年代の日本では、産業界や地域社会の生き残りのためにも非欧米系の外国人が不可欠となり、そうしたなかでオールド・カマーズとしての私たちが在日朝鮮人の「住民」としての意義も再定義されようとしていたわけである。その意味で20世紀の最後の10年は、まさに「国民」の揺らぎの始まりの10年として、日本の近代的国民国家の歩みの中でも重大な転機をなしている。

そして、この90年代には、川崎など先進的な自治体を中心に、「外国人をコミュニティ形成の主体」として位置づける「外国人市民施策」²⁶⁾も飛躍的に前進する。「在日朝鮮人の住民として意義の再定義」という観点から、いくつかの論点に即して90年代の到達点をあらためて

整理してみたい。

まず、例の「当然の法理」による国籍条項の厚い壁のたちはだかる地方レベルの公務就任権についてもこの間注目すべき進展が見られた。この公務就任権は、地方参政権とならぶ在日朝鮮人の住民参加の試金石となる課題である。と同時にそれは在日外国人への就職差別として「内外人平等」の基本原則・人権にかかわる論点でもあり、90年代の自治体の公務就任をめぐる「国籍条項撤廃」の動きは、もっぱら、後者の観点からなされてきたといえる。しかし、それは、「当然の法理」のいわば外堀を埋め、それなりに「国民の揺らぎ」の時代の趨勢を映し出している。50年代～60年代では、中央・地方を問わず、また、職種を問わず、「公務員」は国籍上日本人にかぎるといことがまさに「当然」の常識として了解されていた。70年代には、尼崎など関西圏のいくつかの基礎自治体で国籍条項の撤廃が見られたが、自治省のしぼりのつよい都道府県や政令市でこれが実現したのは、やはり90年代の後半のことであった。

戦後50年を迎えた95年、橋本大二郎高知県知事が「在日韓国・朝鮮人の方々の公務員への門戸開放を真剣に考える」との発言があり、翌年には、川崎市が政令市として初めて採用後の任用制限を設けながらも国籍条項の原則撤廃に踏み切る。これを皮切りに、高知、神奈川、沖縄、大阪などの府県がつづき、2000年末までに9府県、8政令市で国籍条項の「原則撤廃」が実現し、全国の自治体に着実に広がっている²⁷⁾。

ところで、国籍条項の「原則撤廃」を実現したいわゆる「川崎方式」は、警察関係や消防職などを除く全職種について受験資格を認めるが、国の言う制約基準（「公権力の行使」、および「公の意思形成への参画」）を踏まえて、採用後の配置や昇任については、この基準に抵触しないものと自治体が独自に判断する範囲内（全職種の8割であるとされる）で任用する、というものである²⁸⁾。つまり、その外堀がほぼ埋め尽くされたとはいえ、「当然の法理」という論理そのものは依然として乗り越えられていないわけである。けっきょく、すでに述べたように、地方公務員の就任は広い意味での参政権の問題でもあり、残された最後の壁については、先進自治体とはいえ、地方選挙権の問題と連動して扱わざるをえないであろう。

一方、地方参政権については、95年の最高裁判決によって永住外国人の地方選挙権の立法可能性が開かれたとはいえ、選挙制度の改定は地方のそれを含めて国会の立法判断にゆだねられる事態に変わりはない。そうしたなかで、90年代、自治体は、外国人の住民としての生活実態にみあった参加の仕組みづくりを、一種のソフト・ポリシー²⁹⁾として展開し、国レベルの外国人政策の立ち遅れを補おうとしてきた。とりわけ、96年に市議会の条例によってつくられた川崎市外国人市民代表者会議は、諮問や懇談のレベルを超えて、参政権をめぐる公法の欠陥をカバーする試みとして注目される。この代表者会議は、人権や住宅関連の審議会にも委員を送って個別の政策形成にも関与し、外国人の入居差別を禁止した「住宅基本条例」の制定（2000年）にも一役買っている。川崎市のそれをはじめとして神奈川、兵庫、浜松、京都（市）などに設

置されている一連の「外国人諮問機関」は、その政策成形への関わり方や実効性は様々である。だが、それらは、川崎における「ふれあい館」や神戸における震災後の多文化共生の街づくりなど地域における地道な生活実践をふまえた、在日、滞日（ニューカマー）、そして日本人住民の、地域社会での公共的な討議の枠組みづくりとしても重要な意味をもつ。

永住外国人の参加の仕組みづくりと関連してきわめて注目されるのが「住民投票」をめぐる滋賀県米原町や愛知県高浜市の動きである。2002年1月、米原町議会は市町村合併の是非を問う住民投票に永住外国人に投票資格を与える条例案を可決し、3月31日には「全国で初めて永住外国人が地方自治一票を投じ」³⁰⁾るかつこうとなった。さらに6月には、全国に先駆けて議会の議決を必要としない「常設型」の住民投票条例を制定（2000年12月）した愛知県高浜市議会が、住民投票で永住外国人の投票資格と請求資格を認める条例改正案を可決した。条例改正を主導した森貞述市長は、「まちづくりなどの身近な課題に対する参画については日本人と外国人の区別はない」とし、条例制定時から永住外国人の投票を認めることも検討したが、外国人の地方参政権論議の行方を待った³¹⁾、という。

高浜市が常設型の住民投票条例を制定した年の7月には、よく知られているように、連立与党をつくる公明・保守の両党によって「永住外国人の地方選挙権付与法案」が衆議院に提出されていた。ところが、その後、「参政権は国政・地方を問わず……国民固有の権利」とする、一部の自民党議員や学者・ジャーナリストなどの反発がにわかに高まり、実現まで「あと一歩」のところまで足踏み状態にある。逆に、翌年には、いわゆる「国籍取得緩和法案」（「特別永住者等の国籍取得の特例に関する法律案（仮称）要綱案」）が与党3党の「国籍等に関するプロジェクトチーム」によってまとめられた。

高浜市は、こういう「論議の行方」を見守りながら、外国人の地方参政権法案の審議が足踏み状態にあると見極めたうえで条例の改正に踏み切ったものと思われる。外国人諮問会議などの行政参加システムが、運用の仕方しだいでは、「多文化共生」の「制度的なアクセサリー」に終わる可能性も指摘されるなかで、住民投票への参加は、永住外国人の住民自治をより実質化する意義を持つだろう。それは、国の立法レベルでの参政権論議の停滞が明らかとなるなかで、定住外国人の住民参加を具体化するソフト・ポリシーの到達点としてひとつの流れをつくり出しそうである。

四 多文化共生の地域社会づくりと在日の課題

2001年末、韓国・朝鮮籍の特別永住者は49万5986人と、ついに、50万人の線を割り込み、中国籍の4千人余りを含めても、外国人登録者総数（177万8462人）に占める特別永住者の比率は28.2パーセントと30パーセントを切ってしまった³²⁾。95年以降、韓国・朝鮮籍の帰化者

数は、1万人前後で推移し、おおむね、特別永住者の減少数に符合する。特別永住資格をもつ在日朝鮮人をめぐって「帰化の雪崩現象」が言われる所以である。もちろん、グローバル化の潮流が人びとをとらえるなかで「国籍と民族は別もの」といった意識も在日朝鮮人の中で芽吹き始め、帰化イコール同化といったかつての図式も考え直されなければならない。ただ、やはり、民族名を維持し、在日の歴史性を自覚した「積極的な日本国籍取得」は現状では少ないのではなからうか。

ともかく、今後も、同じテンポで特別永住者が減りつづければ、植民地支配の背景をもつ在日朝鮮人は、特定の法的地位に結ばれた集団としては半世紀後に消滅することになる。法務省の「出入国管理基本計画(第二次)」(2000年)³³⁾は、そういう在日朝鮮人の先細り状況を言外に物語っている。この計画には、グローバル化時代の日本の入管行政として、日本が必要としたり、日本にゆかりをもつ外国人(定住資格を持つ日系人、日本人の配偶者等、永住者)は手厚く処遇するが、好ましくない外国人は厳しく排除するという方向が示されている。特別永住者については、もはや、入管行政の問題としては終わったかのように、永住者としてくくられて僅かに言及されているだけで、それ自体の処遇についてはほとんど触れられていない。そこでは、旧植民地出身者に対するこれまでの扱いについては、ほおかぶりを決め込んだうえで、「日本人と外国人が円滑に共存・共生していく社会づくりに努めていく」ことが厚かましくも語られている。

これとは逆に、まさに私たち特別永住者のみを対象として出されたのが「国籍取得緩和法案」である。「多文化共生」への機運や「過去の反省」が国民的に共有される度合いのピークであった90年代の半ば以降、その反動からか、逆に「国民意識」の立て直しやナショナリズムの復権への動きがこの日本でも目立っている。「地方選挙権付与法案」が日本の「内なる国際化」の到達点として、「住民」の論理に立つものであるとすれば、「国籍取得緩和法案」は後者の投げやりとも取れる悪あがきを現われとして、「国民」の論理に立っている。もちろん、とはいっても、「届出によって国籍の取得」を許すというのだから、それは混じりけのない「国民」を前提とする日本的ナショナリズムの単純な再現とはいえない。つまり、この法案は、私たち「旧植民地出身者に対する、排外と同化を基調とする従来の政策が破綻し、“別の何か”に変容しつつある現在を端的に示している」³⁴⁾。

この“別の何か”を、「出入国管理基本計画(第二次)」の内容とも重ね合わせて考えると、そこに垣間見えるのは、「日本国民の外延の拡大」ともいうべき方向である。つまり、いわば生粋の「日本人」を内包として、日本にゆかりのある者(定住者、日本人の配偶者、旧植民地出身者など)を「日本国民」の外延として組み入れ、さらにその外側にいわば使い捨ての外国人労働者を置くという、階層的な秩序が描かれている。それは、まさに、「多文化共生」の理念を、国民の枠組みの再定義と二重化に矮小化しようという企てにほかならない。

そして、いま、私たち¹在日朝鮮人はそんな中におかれている。本格的なグローバル化の時代にあつて在日朝鮮人の権益擁護運動も新しい段階にあり、この新しさの特徴を一言でいえば「参加」ということにほかならない。それは、権利であるばかりか、グローバル化時代にみあつた「住民」としての責任とか義務を物語っている。

そういう私たちの「参加」への意思に水を差すのが「国籍取得法案」にほかならない。それは、「日本国民」の再定義を通じた「差別する側」への誘い水とも受け取れる。そこにはいつまでたつても国籍や国民の論理でしかものごとを見極めることの出来ない人びとの底深い迷妄がよこたわっている。そんななかで、あくまでも住民としての権利と責任において国民や国籍の論理による切り分けや差別を拒み、日本人、在日、滞日がともに生きる多文化共生の地域社会づくりのカギとなる役割が私たち²在日朝鮮人に求められている。

注

- 1) この年、先進国の首脳・蔵相が急激な円高政策に合意した。会議がアメリカのホテル・プラザで開かれたことから「プラザ合意」と呼ばれ、これによって円は、いっきょに、240円時代から120円時代に突入することになる。
- 2) この『指針』では、自治体の取り組むべき「国際交流活動」は「国際社会における地域アイデンティティを確立して地域産業・経済を振興すること」だとされている。
- 3) 警保局「内地在住朝鮮人運動」(朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成 第四巻』(三一書房、1975年)932頁)。
- 4) 浅田喬二編『近代日本の奇跡10「帝国」日本とアジア』吉川弘文館、1994年、28頁。
- 5) 福岡安則『在日韓国朝鮮人』中公新書、1993年、32頁。
- 6) 『在日朝鮮人の生活世界』、1989年、弘文堂。
- 7) こうした在日朝鮮人の形成、および戦後の帰還・定着の経緯については、拙稿「在日朝鮮人問題の起源」(佐藤誠、A・J・フィールディング編『移動と定住 日欧比較の国際労働力移動』同文館、1998年)を参照。
- 8) 大阪府学務部社会課「在阪朝鮮人の生活状態」、朴慶植編『朝鮮問題資料叢書 第三巻』77頁。
- 9) 京都市社会課「市内在住朝鮮出身者に関する調査」、同書1154頁。
- 10) 金太基「米国の対在日朝鮮人占領政策 政策形成過程を中心に」『思想』(1993年12月号)岩波書店。
- 11) 在日朝鮮人の参政権の停止については、水野直樹「在日朝鮮人・台湾人参政権『停止』条項の成立」世界人問題研究センター『研究紀要』第一号、及び「在日朝鮮人・台湾人の参政権を『停止』した二つの文章」『KMJ研究センター紀要・青鶴』第8号を参照。
- 12) 在日朝鮮人の国籍喪失の経緯については、拙稿「戦後日本社会と在日朝鮮人 日本国籍の喪失」(『ほるもん文化 在日コリアン関西パワー』新幹社、1997年)参照。
- 13) 一言で言えば、日本共産党と連動した革命運動路線から北朝鮮と直結した民族主義的な大衆路線への在日朝鮮人運動の転換で詳しくは、拙稿「在日朝鮮人にとっての戦後」(『講座・占領と戦後改革 第五巻』岩波書店、1996年)参照。
- 14) 神奈川県自治総合研究センター「国際化に対応した地域社会のあり方」研究チーム『神奈川の韓

- 国・朝鮮人 自治体現場からの提言』公人社，1984年，104頁。
- 15) 奥田道大「ニューカマーズ（新規居住者）としてのアジア系外国人調査覚え書き」『外国人居住者と日本の地域社会』明石書店，1994年，28頁。
 - 16) 庄司興吉「住民意識への新しいアプローチ」，庄司興吉編『住民意識の可能性 「国際化」時代のまちづくりと日本人の社会意識』梓出版社，1986年，3頁。
 - 17) 田中宏「外国籍住民と自治体参加」，松下圭一，西尾勝，新藤宗幸編『岩波講座・自治体の構想 5 自治』岩波書店，2002年，53頁。
 - 18) 田中宏編『在日コリアン権利宣言』岩波ブックレットNo566，51頁
 - 19) 「私の体験的地域活動論」『在日はいま，在日韓国・朝鮮人の戦後五〇年』青丘文化社，1996年，131頁。
 - 20) 同論文，124頁。
 - 21) 鈴木江里子「国家アイデンティティの再定義」『季刊・未来経営4号』2002年冬季号，71頁。
 - 22) こうした日本例外説や日本特殊論への批判については，佐藤誠「日本の国際労働力移動をめぐる議論の状況」（前掲，『移動と定住』）を参照。
 - 23) 青木保『「日本文化論」の変容 戦後日本の文化とアイデンティティ』中央公論社，1990年，81～114頁。
 - 24) 奥田道大，前傾論文，29頁。
 - 25) 「座談会・『在日』五〇年を語る・1970年から」での裴重度氏の発言（前掲，『在日はいま，在日韓国・朝鮮人の戦後五〇年』222頁）。
 - 26) 山田貴夫「川崎における外国人との共生の街づくりの胎動」『都市問題』1998年6月号，66頁。
 - 27) 岡崎勝彦「永住外国人の公務就任権 参政権保障との関わりに即して」『都市問題』2001年4月号，50頁。
 - 28) 同書，52頁。
 - 29) ソフト・ポリシーとは，変動する行政需要と公法との間に生じるギャップを「地方自治の本旨」に即して実践的に解決するために70年代後半から運用し始めた自治体の公共政策であるといわれる（前傾，似田貝香門，148～151頁）。
 - 30) 『朝日新聞』2002年4月1日付。
 - 31) 『朝日新聞』2002年3月20日付。
 - 32) 法務省入国管理局「平成十三年末現在における外国人登録者統計について」（法務省ホームページ）
 - 33) 法務省告示第百十九号としてホームページに掲載。
 - 34) 「フォーラム：在日2001」実行委員会，及び在日韓国朝鮮人をはじめ外国籍住民の地方参政権を求める連絡会『「国籍特例法案」に対する在日NGOアピール』2001年。

Resident Koreans in Japan after World War II

For the first ten years after World War II, Japan was re-invented as an ethnically homogeneous nation-state through the concept of national re-birth. It might be said that the sense of “one state by one race” attained its climax in this period, when the dream of “The Greater East Asia Co-Prosperity Sphere” had stumbled.

The footsteps of the first ten years after the War, during which the defeat of Japan led to the “line shift” of the Korean’s movement in Japan via the “notification” of 1952, were the process of every problem concerning the Resident Koreans in Japan being converged into the logic of a “national people”. However, in the context of today, when such logic of a “national people” itself has begun to shake greatly, we try to reexamine the meaning of those ten years.

In the footsteps of the Koreans in Japan through half a century of the post-war era, if the first ten years (1945-1955) were the process of “nationalization” as mentioned above sense, the last ten years (from the middle of 1990s to today) may be said to be the process when the idea of a “national people” which had seized both the Korean minority and Japanese society at last came to be shaken. In the days which are to be characterized as a time of globalization, what is a “nation” and what is a “nationality” are being re-asked.

(MUN, Gyong su 本学部教授)